

3 副学籍による交流教育を効果的に進めるにあたって

(1) 小・中学校(副学籍校)における具体的な体制づくり



子どもに関する状況の把握

保護者及び在籍校との協議や情報交換

- ・ 障害の状態など配慮事項の把握等
- ・ 在籍校における学習や生活の様子
- ・ 保護者の願いや希望
- ・ 実施にあたっての留意事項 その他

校内における理解・啓発

教職員、PTA、校内の子どもへの理解啓発

- ・ 子どもに関する情報提供について保護者の同意を確認
- ・ 教職員による共通理解のための研修
- ・ PTAや校内の子どもに対する理解啓発(学校だよりや掲示板等による紹介)
- ・ 個人情報保護についての留意 その他

支援体制づくり

交流学級(副学籍校における)の決定

保護者や在籍校との協議のもと決定する。

活動のための協力体制の検討

副学籍校の教職員、在籍校の教職員、保護者、PTA等との連携協力のもと、柔軟な対応を図る。

交流教育の紹介・情報提供

保護者、在籍校への情報提供

- ・ 学校だより、学級だより、PTAだより等の配布
- ・ 学校行事への案内

(2) 校内委員会等校内組織づくり

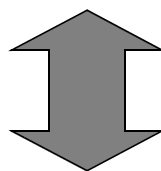
児童生徒の在籍校である特別支援学校及び副学籍校である地域の小・中学校では、学校として計画的、組織的な取組を進めます。副学籍による交流教育実施に関する具体的な取組や内容を検討し、実施するための校内組織を明確に位置づけることが重要です。



特別支援学校（在籍校）の校内組織

学級担任や特別支援教育コーディネーター等を中心に、校内交流委員会や所属学部などでの組織的な取組を行います。

副学籍による交流教育を実施する子どもたちの状況把握、副学籍校との連絡など、具体的な対応を進めるために必要な体制整備を図ります。



小・中学校（副学籍校）の校内組織

各学校に設置されている「特別支援教育校内委員会」の取組内容のひとつとするなど、学校経営計画の中で、副学籍の取組を推進する校内組織を明確に位置づけます。

校内委員会において「交流学級」を決定します。

交流教育の取組の協力体制を検討します。全校で計画的、組織的に取組む観点が必要です。

在籍校との連絡窓口や校内における連絡・調整を行う担当者（特別支援教育コーディネーター等）を明確にします。



(3) 副学籍による交流教育実施のための準備体制

交流教育を円滑に進めるために、交流を実施する児童生徒の障害の状態等に応じて、さまざまな条件整備や確認すべき事項があります。

副学籍校と在籍校との間で事前に十分打ち合わせを行う必要があります。なお、**個人情報の扱いについては、保護者との確認を行うことが重要です。**

特別支援学校（在籍校）

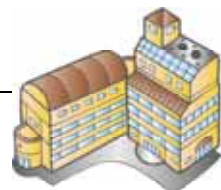
副学籍校への通学方法等の確認をします。

- 自宅から副学籍校までの通学方法、通学ルート等の確認
 - 在籍校から副学籍校までの通学方法、通学ルート等の確認
- 自力通学が可能か

介助・引率者が必要か 保護者または教師の介助・引率方法の検討

安全に通学をするために必要な学習の計画的実施

交流を実施するねらいを達成するため、必要な事前指導を十分に行います。児童生徒の障害の状態等に応じた配慮事項を伝え、必要な準備を行うため、副学籍校との打ち合わせを行います。



小・中学校（副学籍校）

在籍校と十分に連携をとりながら、必要な準備を進めます。

備品等の準備

- 靴箱 ○ロッカー ○机 ○椅子 名札など
- 学校や学級への帰属感を高め、交流教育を効果的に進めるためにできる限り用意をします。

施設面の準備

エレベーター等の大規模な施設改修は、すぐに対応することが困難です。現状施設で対応するための配慮や工夫などについて検討します。

教材等の準備

学習用教材 消耗品等

在籍校や家庭で用意してもらうものについては、事前に伝えます。

教科書、副教材等

教科学習交流の場合は、当該校使用の教科書等の準備方法について在籍校や保護者と相談します。

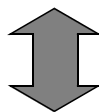
校内での一時貸与等も考えられます。

給食

給食を用意する場合は、事前に献立等を伝えます。実費は保護者より徴収します。

校内における理解・啓発

全校児童生徒に対して、交流学習についての理解を十分に図ります。

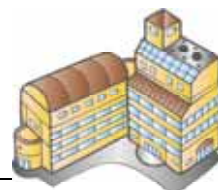


(4) 副学籍による交流教育の教育課程上の位置づけ

副学籍による交流教育の取組は、児童生徒の障害の状態等に応じて、在籍校である特別支援学校の教育課程や、一人ひとりの「個別の教育支援計画」に基づいて実施することが重要です。

また、副学籍校の実状によっては、在籍校や保護者の希望通りの交流を実施することが難しい場合もあります。その場合には、両校で十分協議・検討して、今後の課題を把握しつつ、現段階で可能な取組から実施していくこととします。

教育課程上の位置づけについては以下の観点を重視してください。



特別支援学校（在籍校）

在籍校の教育課程の全体計画の中に確実に位置づけます。

各教科、領域等の中の分野に位置づけるか、十分に検討します。

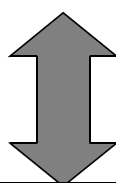
「年間指導計画」において、計画的に取り扱います。

当該児童生徒の年間総授業時数の換算等を適切に行います。

一人ひとりの「交流のねらい」を明確にします。

個別の教育支援計画における「教育的ニーズ」等に基づき、「交流の目的」を明確にして実施計画を作成します。

計画立案に際しては、在籍校における当該児童生徒の学習に遅れ等の支障が生じないように配慮します。



小・中学校（副学籍校）



学校経営計画の中で、副学籍校の児童生徒にとっての「交流のねらい」を明確にします。

「年間指導計画」において、計画的に取り扱うことが求められます。

具体的な交流計画立案に際しては、小・中学校及び特別支援学校双方の児童生徒にとっての「教科等の目標」とともに「交流のねらい」を考慮します。

(5) 「個別の教育支援計画」への記載

教育的ニーズの把握（書式1）

「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、副学籍による交流教育の実施に関わる子どもの願い・保護者の願いを大切にします。書式1では、「子どもの願い・保護者の願い」や「保護者の要望」の欄に記載しますが、「副学籍」等という欄を設けて記載することも可能です。

【書式1 教育的ニーズの把握 記入例】

フリガナ 氏名	*** **	性別 男	小学部 4年*組	平成19年5月10日 記入者名 ****
項目		現在の状態		
健康	障害の様子 発達の様子	中度の知的発達の遅れ及び自閉症。 言語理解は2歳レベルだが、ごく日常的な指示理解はできる。発音は不明瞭でエコラリアが中心だが、3年生後半より、自発的な発話も増えてきている。		
	医療 興味・関心	電車が好きで、乗り物の図鑑やビデオは集中して静かに見ている。		
生活	手先の操作	手指の細かい操作にはぎこちなさが見られるが、書字には興味を持ち始めている。		
	生活	全般的に行動はゆっくりで、マイペースな対応が多い。		
家庭 関係 ・ 地域 機関	子どもの願い	友だちと一緒に勉強したり遊んだりしたい。		
	保護者の願い	基本的な文字の読み書きや計算ができるようになって欲しい。 たくさんの人に好かれる優しい子になって欲しい。		
	保護者の要望	居住地での交流の機会を増やしてほしい。		
	教師の願い	周りの動きに合わせた行動がとれるようになって欲しい。		
	就学前機関 地域での活動	本人なりの理解や行動のペースを理解した対応が必要である。 近所の水泳教室に週1回通っている。		

教育的ニーズの選定（書式2）

ここでは、子ども・保護者の願い・要望、教師の願い等をもとに、学校教育で取り組むニーズを精選し整理して、教育的ニーズを記入します。

【書式2 教育的ニーズの選定 記入例】

項目	内容
教育的ニーズ	友だちと一緒に活動する経験を重ね、周囲に合わせた行動がとれるようにする。
重点課題	地域の**小学校との副学籍による交流教育を通して、地域の子どもたちとの交流の機会を多くする。
優先内容	交流で参加できる学習活動を増やし、「個別の教育支援計画」に基づいた計画的な指導や支援により、所属意識を高められるようにする。 要求の表出の手段としての発声・発語や文字の読み書きを確実にする。




より詳細な交流計画は、交流計画書等に記載しますが、「個別の教育支援計画」にも本人・保護者との話し合い等により、きちんと位置付けておくことが必要です。

(6)「交流教育実施計画書」の作成


副学籍による交流教育の実施にあたっては、副学籍を置く学校と在籍校の協力と連携が重要であることから、両校が事前に十分打ち合わせや情報交換を行う必要があります。「打ち合わせ会」は、次のような内容を検討します。

両校の学校長、担任、特別支援教育コーディネーター等の顔合わせ。
特別支援学校（在籍校）及び対象児童生徒の理解。
副学籍校、在籍校相互の見学についての調整。
副学籍による交流教育の通学方法等（送迎・付添等）の確認。
交流教育実施計画書の作成。

 具体的な内容については、新規に始める場合と継続的に実施する場合では異なります。また、1回の打ち合わせで終了する場合と、何度かに分けて打ち合わせを行うことが必要な場合もありますが、いずれの場合でも、両校の児童生徒が不安なく安心して交流が開始できるよう、常に子どもの視点に立って検討し、立案していくことが大切です。また、内容によっては、保護者・本人が同席し、意向を確かめながら話し合っていくことも必要となります。

計画書の書式（5号様式）は、53ページの通りですが、特に網掛けゴシックの項目については、両校で検討し、調整を図りながら作成していくことが重要です。

- 1 児童生徒名
- 2 学部・学年
- 3 保護者名
- 4 担当教諭
- 5 副学籍校名・校長名
- 6 副学籍校担当者名
- 7 **交流学級・交流期間**
- 8 **交流目標**
- 9 **交流内容**
 - ・行事名
 - ・授業名
- 10 **交流方法**
 - ・交流期間
 - ・交流回数、時数
 - ・付き添い者
- 11 **評価の観点**
 - ・個別の教育支援計画の目標に基づく評価
- 12 **配慮事項**
 - ・指導面
 - ・移動面他

 年度末には、在籍校と副学籍校とが話し合いながら取組の評価を行い、在籍校が「副学籍による交流教育実施報告書」（6号様式）を特別支援教育課へ提出します。

(7) 副学籍による交流育実施上の留意事項

小学校

障害のある子どもに対する理解を深めるため、特別支援学校の児童本人に対する障害の特性に応じた配慮を行うとともに、副学籍校の児童に心のバリアフリーを育むためにも、交流学習の意義などについて説明を行うことが大切です。

視覚障害のある児童への配慮

言葉だけでなく手で触れる課題を工夫し、言葉による指示や周りの状況を説明するときは、具体的な言葉で伝えます。

弱視の児童の場合は、板書の文字を大きくし、丁寧に書き、見やすいように、照明にも配慮します。

移動するときは、一緒に移動し、子どもたちが対応するときには、教師も付添いながら、ゆっくりと歩行をあわせるようにします。

視野が狭い場合は、児童が移動しやすいよう周りの環境を整備し、安全を確認します。

聴覚障害のある児童への配慮

話をしたり声をかけたりする場合は、児童の正面から対応し、口元がはっきり見えるようにして話しかけます。

理解しやすいように、文字を書いたり、具体物を示したりします。

互いに理解し合える方法を在籍校の担任から具体的に聞き、児童間でコミュニケーションがスムーズに行くよう事前に学習します。

活動内容を黒板に書いたりメモとして渡したりして、全体の内容や手順が視覚的に分かるようにします。

知的障害のある児童への配慮

児童の興味関心が何かを、事前に在籍校や保護者に確認しておきます。

内容を簡単にしたり、同じ内容を繰り返したりして、わかりやすい内容にし、体を動かすゲームや歌など、楽しく参加できる内容を工夫します。

具体的な内容や絵、写真等を活用して、児童が課題を理解できるようにします。

肢体不自由の児童への配慮

児童自身が車いすや杖などを使用して移動する場合は、周りの児童がぶつかったり、側を走ったりしないように事前に伝えます。また、階段昇降のときには、周りを広く開け、ゆっくり移動できるように周囲を歩いている児童にも声をかけるようにします。段差がないかどうかなど、安全な環境に目を配ります。

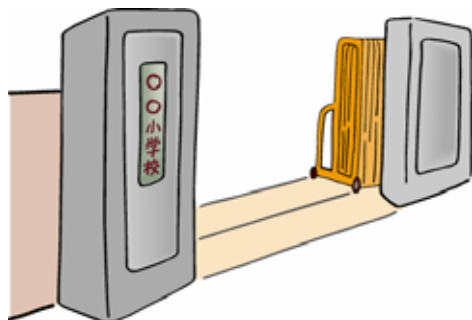
座席や姿勢の保持に関して、児童が安全で安定しやすい状態であるように配慮します。またトイレなども事前に確認して、使用の際の留意点や介助方法などについて検討しておきます。

子ども同士のコミュニケーションがとれるように、必要に応じてコミュニケーションボードなど、それぞれの児童にあった方法で援助します。

病弱の児童への配慮

健康状況を的確に把握し、活動して良い内容を、事前に主治医や保護者から確認し、身体的・精神的な負担にならないように配慮します。また、交流途中の健康観察にも留意します。

教室の学習環境として、衛生状態や室温などにも配慮します。



中学校

中学生は思春期にあたり、精神的にもやや不安定な時期です。特別支援学校の生徒本人に対する障害の特性に応じた配慮を行うとともに、副学籍校の生徒にも、交流について事前に十分説明を行い、できるだけ自然な態度で接することができるよう配慮しておくことが大切です。

視覚障害のある生徒への配慮

生徒とのコミュニケーションを図るには、言語表現による具体的な状況説明や、直接手にとって触れたりする支援等も重要です。

弱視の場合は、文字表現の明確化、照明等の配慮が重要です。

将来の実質的な自立を図ることをねらいとした交流もあります。自分でできることはできるだけ自分でさせるなど必要最小限の介助にとどめる配慮も必要です。

○校内移動するときは、他の生徒がつかず離れず“見守れる距離”を置きながら一緒に移動し、ゆっくり歩行速度や歩調を合わせるようにします。

視野が狭い場合もあることに留意し、安全確認など周囲の生徒による校内移動への協力が必要なこともあります。

聴覚障害のある生徒への配慮

社会参加するための重要な交流体験です。単に「触れあう」だけではなく、日常的な関わりの中から、自然に学び合うための場となるような実体験となる必要があります。

○話しかけたり声をかけたりする場合は、生徒の正面の方向から、口元がはっきり見えるようにして話しかけることが大切です。表情の豊かさも理解の手だてとなります。

理解しやすいように、メモ帳に文字化して伝えたり、具体物を示したりすることで、一層コミュニケーションが図りやすくなります。

互いに理解し合える方法などについて在籍校の担任からアドバイスを受け、生徒間でコミュニケーションが円滑になるよう事前に学習します。

知的障害のある生徒への配慮

○生徒によって障害や発達の状態がさまざまであり、交流のねらいを事前にしっかり確認しておきます。

生徒の興味関心の状況について事前に在籍校や保護者から情報を得ておきます。

自閉症の生徒などの場合、予期しにくい突発的な行動があることも把握しておくことが必要です。

肢体不自由の生徒への配慮

生徒自身が車いすや杖などを使用して移動する場合は、周りの生徒がぶつかったり、側を走ったりしないように事前に伝えます。また、階段昇降のときには、周りを広く開け、ゆっくり移動できるように周囲の生徒にも声をかけるようにします。段差がないかどうか安全な環境に目を配ります。

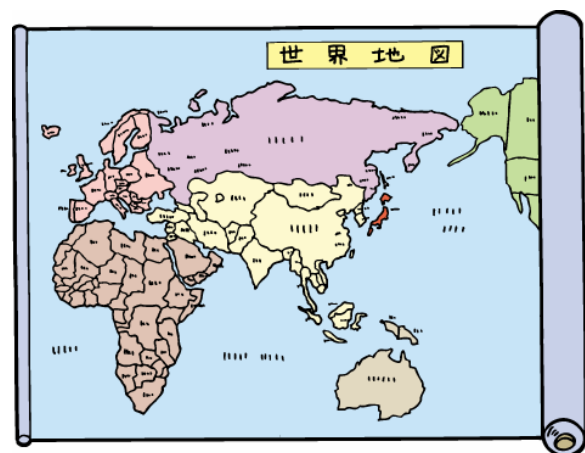
座席や姿勢の保持に関して、生徒が安全で安定しやすい状態であるように配慮します。またトイレなども事前に確認して、使用の際の留意点や介助方法などについて検討しておきます。

生徒同士のコミュニケーションがとれるように、必要に応じてコミュニケーションボードなど、それぞれの生徒にあった方法で援助します。

病弱の生徒への配慮

健康状況を的確に把握し、活動して良い内容を、事前に主治医や保護者から確認し、身体的・精神的な負担にならないように配慮します。また、交流途中の健康観察にも留意します。

教室の学習環境として、衛生状態や室温などにも配慮します。



特別支援学校（視覚障害）

視覚障害の程度は、児童生徒によりさまざまですが、障害の状況を副学籍を置く学校に分かりやすく伝えるとともに、特に安全面や緊急時の対応等については在籍校と同様の配慮がなされるよう、特別支援学校から積極的にアドバイスしていき、理解を図っていくことが重要です。

主な配慮事項

見えにくさへの配慮

- 弱視の児童生徒の場合は、視力や視野の状況等について、できるだけ具体的に副学籍校に伝え、見やすい文字の大きさや書体、明るさなどについて、盲特別支援学校で使用している教材や配慮事項も含めて示していく必要があります。
- 全盲の児童生徒の場合は、点字タイプライタなどを授業中に使用することもありますので、在籍校と副学籍校でよく打ち合わせをし、学校での準備が難しい場合は家庭の協力も得ることが必要です。
- 弱視の児童生徒も見え方はさまざまですので、一人ひとりの特徴を詳しく説明するとともに、視覚や言葉による説明だけではなかなか理解しにくいので、実際に手で触れさせたり、周囲の状況をイメージしやすいように具体的に説明するなどの配慮が一斉指導場面でも必要であることを伝えます。

教科書・教材への配慮

- 視覚に障害のある児童生徒は、視力の状態等に応じて拡大教科書や点字教科書を使用していますが、在籍校で使用している教科書と副学籍校で使用している教科書が異なる場合があります。同じ教科書を使用している場合でも、進度が異なることもあるため、通常の教育課程による教科学習場面での交流では、教科書や教材等についても両校で事前によく確認・調整していく必要があります。

安全面への配慮

- 視覚に障害のある児童生徒は見えにくさのため、急な飛来物を避けるのは困難です。休み時間などを過ごす場所として、ボール等が飛んでくる可能性のある場所や周囲の子どもたちが激しい動きしている場所は危険です。また、眼への衝撃も重大な事故につながるため、保護者の協力も得ながら、安全面への配慮について心がけるべきことを具体的に伝えていきます。

性格面・個性等への考慮

- 盲特別支援学校では活発に振る舞っていても、慣れない場面では急に大人しくなってしまう子どももいます。自分から積極的に発言していくようなタイプではない場合は、新しい環境に無理なく慣れることができるよう、両校の担任が丁寧に連絡を取り合い、不安なく交流が続けられるように配慮していくことが必要です。

特別支援学校（聴覚障害）

聴覚障害は、見えにくく、理解されにくい障害であるとよく言われます。また補聴器さえ装用していれば、軽度の近視が眼鏡により概ね矯正できるように、ほぼ正確に聞き取れているのではないかと誤解されてしまうことも多くあります。

しかし、実際の交流場面では、聞き取りにくさに起因するさまざまな課題が生じてきますので、予測されることがらについては、特別支援学校の担当者として、副学籍校に正しく伝えていき、理解を図っていくことが重要です。

主な配慮事項

聞こえについての配慮

- 難聴児の聞こえの状態は様々であり、一人ひとり異なります。補聴器の装用によって、かなり効果が認められることもあります。装用していてもあまり効果が見られない場合もあります。そのため、副学籍校には正しく児童生徒の聞こえの状況を伝えることが大切です。
- 補聴器は話声だけでなく、雑音も同じように増幅してしまうため、教室内の騒音への対策は特に大切です。テニスボールを机・椅子の脚にはめるなど、騒音を軽減するための手だてや必要な準備についてのアドバイスが必要です。

座席の位置についての配慮

- 聞こえにくいということから、一番前に座席を用意してしまうことがありますが、聴覚に障害のある子どもは耳だけでなく、視覚的な情報からも多くを得ているので、周囲の様子を目でとらえながら状況を把握することができる、2～3列目あたりが望ましいということ伝えていく必要があります。
- 逆光になると、話者の顔の表情や口の動きが極端に読みとりにくくなるので、廊下側の席（逆光になりやすい）よりは明るい窓側の席の方が良いということも理解してもらう必要があります。
- 活動内容などによっても、適切な位置は変わりますので、折に触れて本人に尋ねながら、最も情報が得やすい場所を考えていくよう、アドバイスをしていくことが必要です。

言葉の力についての配慮

- 知的には遅れがなくても、言語力に弱さが見られる場合は、それを正しく担任や指導担当者に伝え、学習場面や周囲の児童生徒とのコミュニケーションの際に配慮が必要なことを伝えていきます。

性格面・個性等への考慮

- ろう特別支援学校では元気に振る舞っていても、慣れない場面では急に大人しくなってしまう子どももいます。自分から積極的に発信していくようなタイプではない場合は、新しい環境に無理なく慣れることができるよう、両校の担任が丁寧に連絡を取り合い、不安なく交流が続けられるように配慮していくことが必要です。

特別支援学校（知的障害）

知的障害のある児童生徒の交流は、まず、発達や障害の状態を、十分に理解することが重要です。交流の場としては、普通学級の場合も、個別支援学級の場合もありますが、交流の目的に応じて、有意義な内容となるよう配慮してください。

主な配慮事項

教室移動についての配慮

- 学習場面によって校内の教室移動がありますが、一人ひとりの障害の状態に応じて必要な配慮事項について伝えることが大切です。
自閉症児は、初めて出会う人や新しい場に対して強い不安感を抱くことがあることや楽しい雰囲気でも移動することで、不安感が和らぐこともあることなどを伝えます。また、障害の特性上、手をつながれることを極度に嫌う児童生徒については、留意してもらいます。
- ダウン症児の場合は、階段昇降がとても苦手であり、急がせずに当該児のペースでの昇降に配慮することや低学年の場合は、軽く手を添えて介助することが必要な場合があることなどを伝えます。

給食についての配慮

- 給食交流を行う場合、特定の食材に好き嫌いを示す場合もありますので、保護者から確認を得ておくことが大切です。食事の摂食量を制限している場合には、「おかわり」などにも、留意が必要なことを伝えます。
- 食事の介助が必要な場合は、引率教員や保護者が行います。

排泄

- 交流学級の教室に最も近いトイレの場所や使用方法を、あらかじめ児童生徒に示し、確認しておくことが必要です。慣れない場ですから緊張のあまり、尿意を自分から言葉で表現することが不得手な子どももいます。長時間がまんすることがないように留意します。
- 排泄の介助が必要な場合は、引率教員や保護者が行います。

健康管理

- 交流当日、平常時よりも常同行動が極端に多く、情緒的に不安定だったり、パニックが生じたりした場合は、交流を見合わせましょう。思わぬ事故に繋がることもありますので、慎重を期しましょう。
- 両校のインフルエンザ等の発生状況に留意し、感染の可能性が考えられる場合には、交流を見合わせましょう。
- 小・中学校の校舎内の気温は、在籍校の環境とは大きく異なります。着衣等による寒暖調節の工夫をするとともに、子どもによっては、発作頻発の時間帯を避けるなど、健康面に配慮した交流計画を立てることが重要です。

特別支援学校（肢体不自由）

肢体不自由のある児童生徒の交流には、まず、移動や介助など物理的、行動上の制約があることを踏まえ、具体的な手だてを講じることが大切です。

主な配慮事項

移動についての配慮

- 移動等の介助を受けることも交流の大切な内容の一つになります。歩行が不安定な子どもの介助方法や車椅子の基本的な操作方法などを副学籍校の教師や児童生徒に理解してもらいます。
- 階段を使って車椅子の子どもを移動させる場合は、特に事前の打合せをしっかりと行うことが大切です。
- スリッパを履いての介助は、つまずき等事故の原因となることがありますので、在籍校の教師や保護者は上履きを持参します。

給食についての配慮

- 給食の時間に交流を行う場合は、あらかじめメニューを確かめ、食形態や食器具などについて打合せをします。必要な場合は、スプーンなどを家庭から持参します。また、小学校の食形態が子どもに合わない場合は、弁当等を持参します。
- 食事の介助は、原則的に引率の教員または保護者が行います。

トイレについての配慮

- 車椅子用トイレなどの位置や仕様をあらかじめ確認しておきます。オムツ交換等が必要な場合は、適切な場所を用意してもらいます。
- 排泄の介助は、在籍校の教員または保護者が行います。

健康面での配慮

- いつもと違う環境での学習は、子どもにとって緊張したり、疲れたりしやすいものです。体調がいつもと違う時には、交流学习を見合わせます。
- 副学籍校におけるインフルエンザ等の発生状況に留意し、感染の可能性が考えられる場合は、交流学习の延期や中止について検討します。
- 小・中学校の校舎内の室温は、在籍校の環境とは大きく異なります。特に、夏や冬には、着衣等による調節などの工夫をするとともに、子どもによっては、身体的に負担とならないような時期や時間に配慮した交流計画を立てることも必要です。

特別支援学校（病弱）

病弱児童生徒の交流教育は、病気治療後の前籍校への復帰プログラムの位置づけとして実施されています。副学籍校は、治療前に通っていた学校であり、日常的によく知り合っている児童生徒間の交流という特徴があります。児童生徒が、実質的に1日も早く前籍校への復帰を果たすための観点や内容が重要となります。

主な配慮事項

事前の病状確認

- 入院等によって一応の治療は終了しているものの、完治にまで至っていない場合があります。交流活動がどの程度可能かどうかの病状確認を、主治医、保護者から得よう留意してください。
- 病状は、けがの治療や内臓、血液疾患によるもの、精神的な疾患等さまざまです。個人情報保護や人権への配慮から、病状についてすべての情報が得られないこともあります。教育対応を行うための必要最小限の情報を得るという観点に基づく留意が必要です。

当日の健康観察

- 交流の際の児童生徒の「早く復帰したい」「何となく不安」という複雑な気持ちに配慮し、学級全体であたたかく迎えられるよう配慮をしてください。
- 完治直前の微妙な時期である場合は、過度な緊張感等により、病状も不安定となりがちです。当日の朝の状態観察も不可欠ですが、できれば頻繁に観察確認を行うことが大切です。
- 交流途中、体調が急変した際の対応の方法について、必ず保護者との連絡や医療対応の方法などについて確認を取っておいてください。
- 交流当日の健康面で変わったことがなかったかどうか、副学籍校から在籍校に連絡をするように伝えておきます。

【各学校に共通する留意事項】



緊急時の対応

火災等の災害発生時の避難経路や避難方法などについて、事前に確認・相談をしておきましょう。

その他

子どもの状態や配慮事項については、保護者の了解を得て、両校が共通理解を図っておくことが重要です。また、副学籍校の子どもたちに、何をどのように伝えるかについても、事前に保護者と相談しておきましょう。

(8) 副学籍の取組についての評価と改善に向けて

児童生徒に関する評価

副学籍による交流教育の実施については、児童生徒の在籍校である特別支援学校と副学籍校となる小・中学校が連携して評価に当たることが求められます。

実際の評価に当たっては、交流教育の開始時に作成した実施計画書と実際の交流の実施経過を丁寧に比較、照合していくこととなりますが、その際、特別支援学校の児童生徒本人の活動の振り返りとともに、小・中学校の児童生徒の変容等についても振り返り、評価していくことが重要です。

また、教師による評価だけではなく、本人・保護者にも評価してもらうことが必要です。

具体的な評価の観点とは、開始時の交流計画書の「交流目標」の設定内容とも関わりますが、次のようなものが考えられます。

特別支援学校に在籍する児童生徒に関わる評価の観点例

- (a) 地域の一員であることをお互いに確認できたか。
- (b) 集団生活で社会性を培うことができたか。
- (c) 異なる環境での適応力を培うことができたか。
- (d) より大きな集団での学習を経験し、学ぶ力を培うことができたか。
- (e) 地域でのつながりや人間関係を形成することができたか。
- (f) 児童生徒の特性等について副学籍校児童生徒に理解してもらえたか。
- (g) 特別支援学校の教育について、副学籍校児童生徒に理解してもらえたか。

これらは一例ですが、基本的には在籍校の「個別の教育支援計画」に基づいて、いかに所期の目標が達成できたかを、本人・保護者の意見を丁寧に聞き取りながら両校で相互に評価し、その後の交流教育の改善に生かしていくことが重要です。

副学籍校の児童生徒に関わる評価の観点例

- (a) 地域の一員であることをお互いに確認できたか。
- (b) 地域でのつながりや人間関係を形成することができたか。
- (c) 交流児童生徒の特性について理解できたか。
- (d) 特別支援学校の教育について、理解できたか。

取組の評価と課題

また、児童生徒の活動の評価だけではなく、次に例示するような取組体制そのものの評価も不可欠といえます。

特別支援学校及び副学籍校の取組の評価の観点例

- (a) 学校重点目標の一つとして掲げ、全校での取組が実現できたか。
- (b) 交流委員会を立ち上げ、組織的・計画的に推進できたか。
- (c) 校内研究のテーマとして設定し、授業研究を行う等実践的研究ができたか。
- (d) 事前・事後の十分な打合せにより、充実した活動が実施できたか。
- (e) 安全確保・緊急対応について、具体的な手だてを示せたか。
- (f) 保護者や本人のニーズに応えることができたか。

なお、評価時期については、年度末に限らず、必要に応じて適宜に行うようにし、交流を進めていく上での課題を迅速に解決していくことも大切です。

